



# 芦屋市無電柱化推進条例

## ソフト事例

自治体：兵庫県 芦屋市

種別

無電柱化  
条例

景観計画  
景観地区

義務性

義務

努力  
義務

推進



■六麓荘町のまちなみ



■南芦屋浜地区の住宅地のまちなみ

開発区域面積	0.05ha以上 0.2ha未満	0.2ha以上 1.0ha未満	1.0ha以上
予定建築物			
戸建て住宅	5.0m	6.0m	6.5m
集合住宅等及び集合住宅等以外の特定建築物のうち駐車施設等への車の出入りが少ないもの	原則として6.5m（ただし、予定建築物の規模等により第4項の表に掲げる幅員とすることができる。）		
集合住宅等以外の特定建築物	原則として6.5m（ただし、周辺の道路の状況により車両の通行に支障がないと認められるときは、6.0mとすることができる。）		9.0m

注1 戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路の幅員は、表に掲げる数値以下とすることができる。ただし、道路管理者、地下埋設事業者等と協議の上、無電柱化する道路に限る。

注2 開発区域面積が1.0ha以上の場合で、戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路は、原則無電柱化を実施し、幅員を6.0m以上とすることができる。

■芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準

## ●芦屋市の無電柱化の取組

### 【芦屋市無電柱化推進条例】

芦屋市は、景観行政に注力しており、無電柱化による公共空間の景観にも力を入れることにより、住宅都市としてのブランド力を高めると共に都市防災機能の強化などのため、芦屋市無電柱化推進条例を制定しました。

### 【芦屋市無電柱化推進基金条例】

無電柱化推進基金条例を制定し、国の補助対象外の無電柱化の普及啓発事業に活用しています。

### 【無電柱化の整備手法及び事業手法】

令和元年以降に電線共同溝方式で無電柱化を実施する場合は、管路直接埋設構造で行っています。また、令和3年度以降は、低コストの管路材（ECVP管）を採用しています。

令和元年には道路事業として官民連携無電柱化支援事業として、道路整備及び単独地中化による無電柱化を実施しました。

## ●芦屋市独自の開発事業における無電柱化を推進するための支援制度

開発事業者への支援策として、「芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準」において、無電柱化を実施した道路は幅員要件を6.5mから6.0mへ緩和しています。電柱がなくなり道路全幅が通行可能となることで、宅地面積を広く確保することが可能となります。

## ●条例制定による効果

条例の制定により、市民だけでなく電線管理者、開発事業者にも芦屋市として無電柱化の取組を周知できました。開発事業者には事前相談時に無電柱化した場合の道路幅員の要件緩和を提示しており、無電柱化の導入検討のきっかけとなっています。

## ●リンク

<https://www.city.ashiya.lg.jp/douro/mudenntyuuka-suisinkeikaku-iinnkai.html>  
[https://www.city.ashiya.lg.jp/kenchikushidou/kaihatsushidou/kaihatsu\\_05.html](https://www.city.ashiya.lg.jp/kenchikushidou/kaihatsushidou/kaihatsu_05.html)